

公 告

公 告 第 15 号
令和 4 年 8 月 24 日

分任契約担当官
陸上自衛隊久留米駐屯地
第361会計隊久留米派遣隊長 浦上 晃一郎

一般競争入札の執行について、下記のとおり公告します。

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名：(使用済)油圧ショベルほか1件(内訳書のとおり)
- (2) 引取(引渡)期限：代金納付の日から5日以内(令和4年10月28日までに搬出)
- (3) 代 金 納 付 期 限：令和4年10月28日
- (4) 引 渡 場 所：陸上自衛隊久留米駐屯地

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受」C等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者であること及び自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行なおうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 当該売払車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要になります。
- (9) 3項の入札心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約した業者とする。なお、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。

3 契約条項・入札心得を示す場所

陸上自衛隊久留米駐屯地第361会計隊久留米派遣隊契約班
陸上自衛隊西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

4 競争入札執行の日時場所

- (1) 日 時： 令和4年9月7日（水）11時00分
- (2) 場 所： 陸上自衛隊久留米駐屯地 第361会計隊久留米派遣隊入札室

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に消費税込みの金額を記載すること。

7 落札決定方法

品目別総額（消費税込み） 当隊所定の予定価格以上の最高の金額をもって申し込みをしたものを落札者とする。（同価の場合は抽選により決定する。）

8 無効入札

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のないものが行った入札
- (2) 入札者、入札金額、押印が明瞭でない場合若しくは識別しがたい場合
- (3) 入札者が誓約した「誓約事項」に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合
- (4) 暴力団排除に関する誓約を行わなかった入札
- (5) 電信・電話による入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約書の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成します。

10 公告掲示場所

陸上自衛隊久留米駐屯地、陸上自衛隊前川原駐屯地、陸上自衛隊小郡駐屯地、久留米商工会議所、西部方面隊ホームページ

11 その他

- (1) 入札参加希望者は入札日前日までに資格審査結果通知書（写）及び自動車リサイクル法に基づく引取り業者としての各都道府県知事等の登録許可証（写）の提出すること。
- (2) 代表者以外が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (3) 契約条項及び入札等参加者心得を確認の上、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記し、あわせて積算内訳を提出するものとする。
- (4) 入札参加を希望する者は、事前に12（1）に連絡の上、参加されたい。
- (5) 現場説明会：実施しない（ただし、希望する者は、事前に12（2）に調整の上、現場を確認するものとする。）
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵便による入札とする。
送信封筒に必ず「(入札日時及び入札件名) 入札書在中」の記載をし、書留等配達証明の残る形式で入札期日の前日17時までに必着するよう郵送すること。郵送後、担当者まで連絡すること。入札金額が同額の場合は、当該入札に関係のない職員により抽選を実施する。再度入札の場合は別示します。

- (7) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (8) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (9) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減減、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (10) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。

12 連絡先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊久留米駐屯地 第361会計隊久留米派遣隊 契約班 担当 中野
TEL 0942-43-5391 内線348
FAX 0942-43-5391 (直通)

- (2) 内訳書の内容に関する問い合わせ先

- 1 福岡県久留米市国分町100

陸上自衛隊久留米駐屯地 西部方面特科連隊第4大隊
TEL 0942-43-5391 内線629 担当 黒木

- 2 福岡県久留米市国分町100

陸上自衛隊久留米駐屯地 第4高射特科大隊
TEL 0942-43-5391 内線656 担当 野口